

平塚市教育委員会名義後援の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等（以下「団体等」という。）が行う事業及び行事（以下「事業等」という。）に対し、平塚市教育委員会が名義後援を承認するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、名義後援とは、平塚市教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、経費の負担をせず、後援及び協賛の名義を使用させることをいう。

2 後援と協賛の区分については、原則として後援の使用を承認するが、特に主催者の要望があるときは、協賛の使用を承認することができる。

(承認申請)

第3条 平塚市教育委員会の名義後援を受けようとする事業等の主催者は、事業等を実施しようとする日の15日前までに平塚市教育委員会名義後援承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、過去に同様の事業等で名義後援を受けた事がある場合は、第3号、第4号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業等実施計画書（事業の目的及び内容が分かる書類）
- (2) 収支予算書（入場料、出品料、参加料その他費用を徴収する場合）
- (3) 団体等の会員名簿
- (4) 団体等の規約
- (5) 団体等の今までの活動状況のわかるもの

(承認基準)

第4条 平塚市教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいて審査し、その適否を決定し、平塚市教育委員会名義後援承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 事業等の主催者が明らかであること。
- (2) 団体等の役員その他事業等関係者の住所及び身分が明らかであること。
- (3) 団体又は事業等が、特定の政治的団体又は特定の宗教団体と関係がないこと。
- (4) 広く市民を対象とした事業であり、その目的及び内容が市民の福祉、教育、学術、文化、体育等の向上発展に寄与するものであること。
- (5) 事業等が営利を目的としないもので、商業的行為及び活動をしないこと。
- (6) 事業等の開催の場所が、原則として市内であり、公衆衛生、災害防止等について

十分の設備及び措置が講じられていること。

(7) 平塚市教育委員会が不相当と認めるものでないこと。

(承認条件)

第5条 平塚市教育委員会は、名義後援するに当たり、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 申請の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき又は教育委員会が取消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことができる。
- (3) 前号の承認の取消により団体等が損害を受けても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。
- (4) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等がその責任においてこれを処理すること。

(実施報告)

第6条 平塚市教育委員会の名義後援を受けた事業等の主催者は、事業等の終了後30日以内に、平塚市教育委員会名義後援承認事業等実施報告書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(庶務)

第7条 名義後援に関する事務は、当該名義後援に係る事業等の内容と関係する事務を所管する課等が行い、関係する事務を所管する課がない場合は教育総務課が行うものとする。

- (2) 名義後援の承認に係る決裁については部長決裁とする。ただし、過去に承認されたことのある事業等については課長決裁とする。
- (3) 前項の場合においては、教育総務課長及び教育総務担当長に合議をすることとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の申請に係るものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日(平成27年3月18日)から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書

類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日（平成28年1月8日）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

平塚市教育委員会名義後援承認申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

(申請者)

所在地.....

団体名.....

代表者.....

(連絡先)

住 所.....

氏 名.....

電話番号.....

次の事業等について、平塚市教育委員会の名義後援の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

事業等の名称	
事業等の目的	
事業等の内容	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施場所	
入場料・参加料等	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無
対象者及び予定人数	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業等実施計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書(入場料などを徴収する場合) <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 今までの活動状況のわかるもの
過去の承認の有無	<input type="checkbox"/> 過去に同じ事業等で名義後援の承認を受けたことがある。

平塚市教育委員会名義後援承認（不承認）通知書

平 第 号

年（ 年） 月 日

様

平塚市教育委員会

承認申請のありました名義後援について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
事 業 等 の 名 称	
事 業 等 の 目 的	
事 業 等 の 内 容	申請書記載のとおり
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
実 施 場 所	
入 場 料 ・ 参 加 料 等	<input type="checkbox"/> 有料（ 円） <input type="checkbox"/> 無料
対 象 者 及 び 予 定 人 数	
承 認 条 件	
不 承 認 の 理 由	

平塚市教育委員会名義後援承認事業等実施報告書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

(報告者)

所在地.....

団体名.....

代表者.....

(連絡先)

住 所.....

氏 名.....

電話番号.....

平塚市教育委員会の名義後援の承認を受けて実施した事業等は、次のとおり終了しましたので報告します。

事業等の名称	
事業等の概要	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
入場料・参加料等	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無
参加人数	
事業等の成果	

※入場料・参加料等を徴収した場合は、収支決算書を添付してください。